

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
60	特定不妊治療費補助金交付事務 基礎項目評価書 【令和3年3月31日終了】

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

岡崎市は、特定不妊治療費補助金交付事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態の発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

岡崎市長

公表日

令和3年9月1日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	特定不妊治療費補助金交付事務
②事務の概要	<p>岡崎市不妊治療費補助金交付要綱に基づき、特定不妊治療(体外受精及び顎微授精)以外の方法では妊娠の見込みがないかまたは極めて少ないと医師の診断を受けた夫婦に対し、経済的負担の軽減を図るため、治療に要する費用の一部を補助している。</p> <p>①補助対象者の条件に該当するか確認する。 ②申請書類に記載された内容を確認する。 ③補助の可否を判断する。 ④補助決定の場合は、申請者に対し、補助金交付決定通知書を送る。 ⑤補助不可の場合は、申請者に対し、補助金不交付決定通知書を送る。 ⑥補助金振込事務を行う。 ⑦補助金交付履歴の管理を行う。(台帳の作成) ⑧他市で同様の補助を受けている転入者の場合、前住所地の状況確認を行い、補助決定を判断する。</p> <p>本事務における特定個人情報ファイルは、次の事務に使用している。</p> <p>①補助対象者の条件に該当するか確認する。 ②申請書類に記載された内容を確認する。 ⑦補助金交付履歴の管理を行う。(台帳の作成)</p>
③システムの名称	1 福祉総合システム(特定不妊治療費助成) 2 財務会計システム 3 中間サーバーコネクタ(団体内統合宛名管理システム) 4 中間サーバー 5 住民基本台帳ネットワークシステム 6 宛名管理システム 7 住民記録システム(既存住民基本台帳システム) 8 庁内連携システム(データ連携基盤)
2. 特定個人情報ファイル名	
特定不妊治療費補助金交付情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	1 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 (平成25年5月31日法律第27号)(以下「番号利用法」という。) ・第9条第2項(利用範囲) 2 岡崎市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 別表第1第11項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	【情報照会の根拠】 番号利用法第19条8号
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	保健部健康増進課
②所属長の役職名	健康増進課長
6. 他の評価実施機関	
—	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	444-8545 岡崎市若宮町2丁目1番地1 岡崎市保健部健康増進課
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	444-8545 岡崎市若宮町2丁目1番地1 岡崎市保健部健康増進課(0564-23-6084)

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和2年3月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人以上] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和2年3月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[]接続しない(入手) []接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[○] 自己点検	[○] 内部監査
		[] 外部監査
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年2月15日	I－3 個人番号の利用 法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 (平成25年5月31日法律第27号)(以下、「番号法」という。) ・第9条第2項(利用範囲)	1 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 (平成25年5月31日法律第27号)(以下「番号利用法」という。) ・第9条第2項(利用範囲) 2 岡崎市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 別表第1第11項	事後	
平成29年2月15日	I－4 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ①実施の有無	未定	実施する	事前	
平成29年2月15日	I－4 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	岡崎市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例	番号利用法第19条8号	事前	
平成29年2月15日	II－1 対象人数 いつ時点の計数か	平成27年4月1日	平成28年12月1日	事後	
平成29年2月15日	II－2 取扱者数 いつ時点の計数か	平成27年4月1日	平成28年12月1日	事後	
平成29年2月15日	全般	「番号法」	「番号利用法」	事後	法改正に伴う略称の変更のため
平成30年3月23日	I 関連情報 5. 評価実施期間における担当部署 ②所属長	健康増進課長 小幡 実	健康増進課長 片岡 泉	事後	
平成30年3月23日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつの時点の計数か	平成28年12月1日	平成29年11月22日	事後	
平成30年3月23日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつの時点の計数か	平成28年12月1日	平成29年11月22日	事後	
平成30年3月23日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 法令上の根拠	番号利用法第19条8号	【情報照会の根拠】 番号利用法第19条8号	事後	
平成31年4月1日	I－5-②所属長の役職名	健康増進課長 片岡 泉	健康増進課長	事後	
平成31年4月1日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつの時点の計数か	平成29年11月22日	平成30年11月22日	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成31年4月1日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつの時点の計数か	平成29年11月22日	平成30年11月22日	事後	
平成31年4月1日	IV - 1	—	基礎項目評価書	事後	
平成31年4月1日	IV - 2	—	十分である	事後	
平成31年4月1日	IV - 3 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	—	十分である	事後	
平成31年4月1日	IV - 3 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	—	十分である	事後	
平成31年4月1日	IV - 4	—	十分である	事後	
平成31年4月1日	IV - 5	—	十分である	事後	
平成31年4月1日	IV - 6 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	—	十分である	事後	
平成31年4月1日	IV - 6 不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	—	十分である	事後	
平成31年4月1日	IV - 7	—	十分である	事後	
平成31年4月1日	IV - 8	—	[○]自己点検 [○]内部監査 []外部監査	事後	
平成31年4月1日	IV - 9	—	十分に行っている	事後	
令和2年10月1日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつの時点の計数か	平成30年11月22日	令和2年3月1日	事後	
令和2年10月1日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつの時点の計数か	平成30年11月22日	令和2年3月1日	事後	
令和3年4月1日	I - 8連絡先	444-8545 岡崎市若宮町2丁目1番地1 岡崎市保健部健康増進課(0564-23-6180)	444-8545 岡崎市若宮町2丁目1番地1 岡崎市保健部健康増進課(0564-23-6084)	事後	